

公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 部分公開
	<input type="checkbox"/> 非公開

令和2年度浜松市特別職報酬等審議会会議録

1 開催日時 令和2年11月10日 午後2時15分～午後3時10分

2 開催場所 市役所 802会議室

3 出席状況

出席 縣郁太郎会長、井村元子委員、浦部弥恵子委員、熊岡邑子委員、坂本和美委員、廣野篤男委員、守重勝文委員

事務局 総務部長、総務部次長（人事課長）、人事課専門監、人事課制度管理グループ長、人事課給与グループ長、人事課職員4人

関係者 議会事務局職員3人

4 傍聴者 1人（記者：1人）

5 議事内容 (1) 開会
(2) 市長あいさつ
(3) 諮問
(4) 議事
(5) 閉会

6 会議録作成者 人事課制度管理グループ 宮崎

7 記録の方法 発言者の要点記録
録音の有無 有・無

8 会議記録

審議事項について

(縣会長) まず初めに、今回市長からの諮問に至った経緯等について、事務局から説明をしてください。

(総務部長) 諮問書にありますとおり、今回ご審議をお願いするのは、1市議会議員、市長及び副市長の期末手当の支給月数について、2市議会議員、市長及び副

市長の報酬等の額についてでございます。

では、今回市長からの諮問に至りました背景等につきまして、説明させていただきます。

本年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、勧告の基礎となる民間給与の実態調査が2回に分けて実施されています。期末手当については、国家公務員の期末手当0.05月分を引き下げること及び給料月額は据え置きが適当であるとする勧告がなされました。

続いて、本市の一般の職員の状況ですが、浜松市人事委員会から、期末手当0.1月分を引き下げること及び給料月額は据え置きが適当であるとの勧告がなされたところでございます。人事委員会勧告の取扱いについては、市長の考えとしましては、これまでと同様にその内容を尊重すべきものとしており、これを受け、市としては、人事委員会勧告の内容どおりに改定することを予定しております。

特別職、市議会議員の報酬等の改定の頻度につきましては、昨年、当審議会からいただきました答申により、一般職の職員に対する改定を踏まえる際は、月例の報酬等については、原則として4年、期末手当については2年の推移を踏まえることが適当である。という考え方を基本としております。今回の諮問は、民間の厳しい経済・雇用情勢や、国の人事院勧告、本市の人事委員会勧告において期末手当の支給額について減額すべきとの勧告がなされたことを踏まえ、市長等特別職の給与額等の支給内容についてどのようにすべきか、また、給料月額は据え置きとの勧告がなされたことを踏まえ月例の報酬等が妥当な水準であるかをご審議いただき、答申をいただきたいというものです。

期末手当の支給月数については、原則として一般の職員の改定を踏まえ、改定を行ってきております。プラス改定の場合は基本的に2年間の状況を見て改定を行ってありますが、マイナス改定の場合は地域の経済状況等も勘案し、その年に改定を実施してきました。改定状況につきましては、この後改めて説明させていただきます。

一方で、給料月額については、一般職の職員の給与改定の状況を踏まえた改定につきまして、政令指定都市移行後は、その改定幅がいずれの年も小さかったことから、引き上げ、引き下げいずれの場合も据え置きとしてきたところ です。

今回の諮問に至りました背景等につきましては、以上でございます。

(縣会長) ただいま、事務局から本日の諮問に至った経緯等について説明がありました。このことについて、ご質問がありましたらお願いします。

【質問なし】

(縣会長) 質問がないようですので、審議するにあたって、諮問の趣旨やこの後のスケジュールなどをあらかじめご説明いただいと、議論がスムーズになるのではないかと思います。この点についても、事務局から説明をお願いします。

(総務部長) 今回の諮問について、市長としましては、期末手当を一般職の職員と同様の0.1月分の減額又はその他の減額率による減額を行うか、あるいは給料月額並びに議員報酬月額も含めた改定を行うべきかについて、審議会でご審議いただき、答申をいただきたい、ということです。本日の審議会での審議結果につきましては答申書としてとりまとめていただき、会長から市長へ答申していただく、ということになります。

また、市としましては、市長からの諮問に応える形で審議会から答申をいただくものですので、重く受け止めさせていただきます。最終的に条例案に反映させるかどうかは市長の判断ということになりますが、今回は、減額措置の内容を条例案に反映させたいという趣旨で諮問し、審議会からの答申をいただきたいと考えているものです。どうぞその趣旨をご理解いただき、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

(総務部次長) この後のスケジュールとしましては、審議会終了後、会長から市長への報告をしていただくことを予定しております。

市長におきましては、いただいた答申を踏まえ、条例案として市議会に提出させていただくこととなります。なお、市長が条例案として市議会に提出した後は、議会において最終的な判断をいただくことになるものと考えております。

条例案は、市議会11月定例会において、提案し、審議いただくというはこびとなっております。

(縣会長) ただいま、事務局から説明がありましたが、本日の会議においては、まず、事務局からの説明を受け、その後、皆さんで審議していただき、当審議会としての意見を答申書という形でとりまとめて、市長あてに提出したいと思っております。

それでは、まず、事務局から資料の説明をお願いします。

(総務部次長) 【資料説明】

(縣会長) ただいま事務局から資料の説明がありました。このことについてご質問があるようでしたらお願いします。

(守重委員) 会議資料の2ページの(4)の議員の政務活動費の改定経緯というところで、10数年間、月額15万円の支給と変化がありません。研究や調査等で使用していると思いますが、実際、この額で足りているのか、又は余るような状況なのか、確認はされているのでしょうか。

(議会事務局長) 足りているか足りていないかを回答するのは難しいのですが、ここ数年の執行率について、状況をお伝えしたいと思います。まず、平成28年度ですが、89.82%、平成29年度が95.85%、平成30年度が82.45%、令和元年度が84.51%となっています。

(守重委員) ありがとうございます。

(縣会長) それでは、時間の関係もございますので、市長からの諮問について、議論を進めていきたいと思えます。

市長からの諮問の趣旨としては、2点あります。

1点目は、期末手当について、これまでの取扱いを踏まえ、0.1月分の引き下げ改定を行うこと。

2点目は、報酬等の改定の必要性について。

このあたりを中心としてご発言いただき、意見をまとめていきたいと思えます。

それでは、1点目の期末手当と2点目の報酬等についてご意見を願います。

(廣野委員) 政令指定都市の中で浜松市の特別職の給料等は低い位置にありますが、これは急にこうなったわけではなくて、例年の積み重ねによるものだと思います。申し訳ありませんが、今年は新型コロナ禍のなかですので、諮問のとおりにしていただきたいと思います。

(坂本委員) 廣野委員と同じ意見です。会議資料の(1)にも記載があるとおり、一般職の給与改定状況、地域の社会経済情勢、他の政令指定都市の改定状況を踏まえたうえで、諮問のとおり期末手当を0.1月の引下げ、給料は改定なしで賛成いたします。

(井村委員) 廣野委員と同じ意見になりますが、諮問のとおりにしていただければと思えます。

(熊岡委員) 私もみなさんと同じように、諮問のとおりでよいと思えます。新型コロナウイルス感染症の影響で、お金がかかることが多いと思えますので、諮問のとおり、期末手当は下げていただき、給料は据え置きでよいと思えます。

(浦部委員) みなさんと同じように、諮問どおりでよいと思えます。特に難しい社会情勢の中で、基本的な考えを変える必要はないかと思えますので、期末手当を引き下げ、給料は据え置きでよろしいかと思えます。

(守重委員) みなさんと同じように諮問どおりで賛成したいと思います。今年はコロナの影響で異例な年になってしまいましたが、全国的にも大変ご苦労されている方も多くいらっしゃると思えます。その中で諮問どおりというのは、特に問題はございません。賛成させていただきます。

(縣会長) ご意見をいただきましたが、みなさんほぼ同じご意見でした。いただいたご意見でまとめていきたいと思えます。事務局で本日出た意見を整理してください。

(総務部次長) ありがとうございます。市長からの諮問についてご意見をいただきました。

政令指定都市の中で低い水準であるということは、長い経過を経たうえでのことであり、現在におけるコロナ禍における経済状況、市民の理解などを考えると引き下げはやむを得ないとのご意見でした。一般職と同様に特別職も併せて期末手当の引き下げの改定を行っていくというご意見をいただきました。

最終的にまとめますと、期末手当に関しては、一般職員と同様に0.1月分の引き下げが適当だというご意見、給料月額、報酬に関しては、妥当な水準にあるということで、引き続き4年の改定状況を踏まえて諮問することが適当であるのご意見を頂戴いたしました。

全体としてのご意見としてまとめさせていただきました。以上でございます。

(縣会長) 事務局から意見の整理がありました。審議会として、この方向で答申書を取りまとめたいと考えますが、よろしいでしょうか。

【了承】

(縣会長) それでは、議事の2答申書に入ります。審議内容を踏まえた答申書案を配り、説明してください。

(総務部次長) 【答申書の説明】

(縣会長) この答申書(案)の内容でよろしいでしょうか。よろしければ、この内容にて、市長へ報告してまいります。

【了承】

(縣会長) それでは、この内容で市長あてに提出してまいります。以上で本日の会議を終了いたします。会議の円滑な進行にご協力いただきありがとうございます。